

平成30年第2回臨時会文教福祉委員会会議録

平成30年11月7日
10時35分～11時10分
全員協議会室

出席者氏名

山崎 孝一	委員長	岡部 賢士	副委員長
金剛寺 博	委員	山宮留美子	委員
坂本 隆司	委員	寺田 寿夫	委員
椎塚 俊裕	委員	福島 正明	委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	福 祉 部 長	足立 裕
健康づくり推進部長	石引 照朗	教 育 部 長	松尾 健治
教育総務課長	飯田 光也	指 導 課 長	小林孝太郎
教育センター所長	松谷 真一		

事 務 局

係 長 矢野 美穂

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会条例について
- 議案第2号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会等条例について
- 議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について

山崎委員長

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今臨時会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号の所管事項の3案件でございます。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

はじめに、議案第1号 龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会条例について、議案第2号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会等条例について、及び議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項についての3案件については、本市立学校に在籍する児童生徒に生じた、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態及び同法に規定する重大事態に該当しない自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、包括的に対処し、その再発防止策について調査、審議するため、外部の専門家による調査組織を設置することに伴い、所要の改正が行われるものでございます。

関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は別々に行いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

松尾教育部長。

松尾教育部長

それでは、3件の議案について一括して説明をさせていただければと思います。

はじめに、議案第1号の条例の全部改正、そして、議案第2号の条例の新規制定の背景について、まず説明をさせていただければと思います。

本市立小・中学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事案等が発生した場合、当該事案に対処し及び当該事案と同種の事案の発生の防止に資するための調査については、現在、龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例に規定する龍ヶ崎市いじめ問題専門委員会が所掌いたしております。

ところで、この児童生徒の自殺事案については、この背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた真理を解明し、再発防止につなげることが重要であります。

しかしながら、現在の専門委員会の調査対象は、自殺の背景にいじめが疑われる事案に限定されますことから、いじめが疑われない自殺事案にも対応する調査組織の設置が求められております。また、自殺事案の発生直後においては、自殺の背景にいじめが疑われなかったものの、その後の調査過程において、いじめが確認されるといったことも考えられますことから、そうした事態への対応も重要な視点であると考えております。

そこで、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態をはじめ、自殺または自殺が疑われる死亡事案を所掌事務に加えた新たな調査委員会を設置することにより、児童生徒に係る重大な事案に包括的に対処し及び同種事案の発生の防止に資するための調査を一括して担う体制を整備して、該当事案に迅速かつ適正に対処しようとするものでございます。

再調査委員会についても同様の考え方に基づくものでございます。

それでは、具体的に条例の内容について説明させていただければと思います。

お手元の議案書の1ページでございます。

議案第1号 龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会条例でございます。

本条例につきましては、いじめ問題対策連絡協議会について規定をしているものでございます。改正前の条例では、三つの事項を規定しておりました。1点目は、いじめ問題対策連絡協議会、2点目は、いじめ問題専門委員会、そして、3点目は、いじめ問題再調査委員会をそれぞれ規定しておりましたが、2点目及び3点目の事項については、新たに

制定をする議案第2号の条例において規定をいたすこととなります。このため、1点目のいじめ問題対策連絡協議会に関する事項のみ本条例で規定することとなりますことから、全部改正という形となります。

各条文の規定内容につきましては、改定前の規定内容と同様でありますことから、説明については割愛をさせていただければと思います。

そして、付則でございます。2ページになります。議案書の2ページでございます。

付則で、本条例の施行期日を公布の日からと定めております。

それから、経過措置でございます。

経過措置の2におきまして、委員の経過措置を規定しています。

具体的には、改正前の龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会の委員である者は、本条例による連絡協議会の委員に委嘱された者とみなすという旨及びその任期は改正前の委員としての残任期間とする旨を規定をいたしております。

同じく経過措置の3でございます。改正前の会長及び副会長である者は、本条例による連絡協議会の会長及び副会長として兼任されたものとみなす旨を規定をいたしております。

続きまして、議案第2号でございます。お手元の議案書の4ページになります。

議案第2号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会等条例でございます。

本条例の制定趣旨でございますが、本条例は、改正前の龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例で規定しておりました専門委員会及び再調査委員会と同様に、外部専門家による調査委員会及び再調査委員会に関する条例でございます。所掌事務を拡大した上で本条例において再整備をしております。

本条例の全体の構成でございます。本条例は、2章、全13条で構成をされておまして、第1章では、重大事態調査委員会について、第2章では、重大事態再調査委員会について、それぞれ規定をいたしております。

第1条でございます。委員会の設置規定でございます。

龍ヶ崎市立学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事案、自殺又は自殺が疑われる死亡事案等を調査、審議するため、龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会を設置する旨の規定となっております。

第2条では、委員会の所掌事務を規定しております。

まず、第1号でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する、重大事態に係る調査及び再発防止策に関する審議を行うとしております。

そして、第2号では、1号に該当しない児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案のうち、教育委員会が必要と認める事案の調査及び再発防止策に関する審議を行う旨を規定しております。

そして、第3号でございます。4ページから5ページにかけて書かれておられますが、第3号では、児童生徒によるいじめ及び児童生徒の自殺の防止等のための対策に関する調査、審議をそれぞれ規定をいたしております。

これによりまして、児童生徒に係る重大な事案に包括的に対処し及び同種事案の発生の防止に資するための調査を一括して担う組織といたしております。

続きまして、第3条につきましては、調査委員会の組織を規定しております。

第1項では、委員の定数を15人以内としていること。

そして、第2項では、委員に必要な要件といたしまして、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する者としております。

第3項では、委員の任期を2年としまして、さらに再任を妨げないこと、欠員が生じた場合の補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする旨をそれぞれ規定をいたしております。

第4条では、委員長、副委員長の職務について規定をしております。

第1項では、委員長、副委員長の選任方法、委員の互選によって選出すること。

そして、第2項では委員長の職務、第3項では副委員長の職務をそれぞれ規定をいたして

おります。

第5条では、臨時委員を規定いたしております。

まず、第1項です。当該事案に応じ特別な事項を調査、審議させるため、委員長が必要と認めるときは臨時委員を置くことができる旨でございます。

そして、第2項では、臨時委員に必要な要件としまして、学識経験者、その他教育委員会が適当と認めるものとしております。

第3項では、臨時委員の任期につきまして、当該特別の事項に関する調査、審議を終了するまでとしております。これによりまして、当該事案に応じた外部専門家の参画が可能となること、また、自殺事案等の場合においては、当該遺族等の意向を考慮した委員の選任が可能となる旨を規定いたしております。

第6条でございます。会議の運営方法を規定しております。

第1項では会議の招集方法、2項では会議の成立要件、そして、第3項では会議の議事、4項では関係者の意見聴取をそれぞれ規定いたしております。

6ページになります。

続きまして、第7条でございます。委員、臨時委員の守秘義務を規定いたしております。

そして、8条では、調査委員会の庶務について、教育委員会、教育総務課が処理をする旨を規定しております。

第9条は、いわゆる委任規定となっております。

そして、第10条からは、再調査委員会に関する規定でございます。この再調査委員会の庶務につきましては、総務部の法制総務課が担当ではございますが、条例審議の都合上、私のほうから説明をさせていただければと思います。

第10条でございます。再調査委員会の設置規定でございます。再調査委員会につきましては、第1章の調査委員会の調査結果について調査するため再調査委員会を設置する旨を規定いたしております。

そして、第11条では、この所掌事務です。同様でございます。

そして、第12条では、再調査委員会の庶務、総務部法制総務課が所掌する旨、規定をいたしております。

第13条でございます。再調査委員会の組織や委員、会議、守秘義務、いわゆる委任規定について調査委員会と同様である旨を規定いたしております。

そして、付則でございます。付則において、本条例の施行期日を定めております。公布の日からと定めております。

経過措置でございます。経過措置の7ページを見ていただければと思います。

7ページの経過措置の3をごらんいただければと思います。

経過措置の3においては、委員の経過措置を規定いたしております。

具体的には、改正前の龍ケ崎市いじめ問題専門委員会の委員である者は、本条例による調査委員会の委員に委嘱されたものとみなすこと。

それから、その任期でございますが、専門委員会委員としての残任期間とする旨を規定いたしております。

次の経過措置の4におきましては、委員長及び副委員長の選任を規定しております。

具体的には、改正前の龍ケ崎市いじめ問題専門委員会の委員長及び副委員長である者は、本条例による調査委員会の委員長及び副委員長として兼任されたものとみなす旨を規定しております。

それから、経過措置の6、7でございますが、本条例による再調査委員会の委員の委嘱、それから、再度調査委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、ただいま申し上げました調査委員会と同様である旨を規定いたしております。

そして、経過措置の8番でございます。本条例の制定に伴い、必要となる調査委員会及び再調査委員会の各委員報酬を定めなければなりません。これについては、龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定をいた

しております。

続きまして、議案第3号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項でございます。

議案書別冊の4ページ、5ページをごらんいただければと思います。

3の歳出でございます。

3の歳出、10款の教育費でございます。教育費、教育総務費の事務局費、これの事業番号でございます。01100550児童生徒に係る重大事態調査委員会費、新規でございます。

まず、総額で38万8,000円でございます。内訳としまして、報酬36万4,000円、明細でございます。委員報酬6,800円でございます。1回で6,800円、7名で5回の開催を想定しております。及び臨時委員、1回当たり6,300円の単価で4名の職を想定をしております。全部で5回の会議の開催を想定したものでございます。合わせて36万4,000円となっております。旅費でございます。旅費につきましては、委員、それから、臨時委員に係る、いわゆる費用弁償でございます。実費弁償分としまして、同様に想定する費用に5回分を乗じまして2万4,000円計上しているということでございます。合計で38万8,000円でございます。

そして、教育センター費でございます。01102500いじめ問題対策事業、それから、その下、01102510いじめ問題再調査委員会、こちらにつきましては、先ほど申し上げました議案第2号 龍ヶ崎市児童生徒に係る重大事態調査委員会等条例の制定に伴い、同調査委員会委員報酬及び費用弁償を計上し、見合いに既存のいじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会に係る予算を減額するためでございます。

そして、いじめ問題対策事業でございますが、これにつきましては、この予算の中にいじめ問題対策連絡協議会委員に係る報償費が含まれておりますので、その報償費、謝金でございます。1万8,000円が、この既存予算に残ります。これ以外のものを減額する、13万円減額するという内容でございます。

その下のいじめ問題再調査委員会費につきましては、全て当該委員会の費用でございますので、皆減と、全てなくすというような補正予算になっております。マイナス5万2,000円というような内容でございます。

説明については、以上でございます。

山崎委員長

今、執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

先ほど本会議質疑でもありましたので、簡単にだけお聞きします。

まず、以前これまでありました龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会の中にあつた、いじめ問題専門委員会と再調査委員会と、今回分離独立して新しく重大事態調査委員会というのが提起されているわけですが、まず、この違いを見ますと、第1条に、この設置のところに文言が、この「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」というのが新しく追加されていると思うんですが、あと、第2条の所管事務のところの第2項が新しく追加になって、さらに、第3項に若干文言が追加されているだけかと思えますけれども、ほかに何か違うところはありますか。

山崎委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長。

従前の条例と今回の条例での違いは、今、金剛寺委員がおっしゃった分だけでござい

す。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

第2条の第2項に新しく追加されたところでありますけれども、文言を読みますと、この「自殺又は自殺が疑われる死亡事案のうち、教育委員会が必要と認めるものにかかわる事実関係等の調査及びその再発防止等」と書かれているわけですが、先ほどの本会議質疑の答弁の中では、この自殺または自殺が疑われる死亡事案があった場合には原則として開いて、しかし、その遺族が望まない場合については開かない場合もあるというようなご説明だったわけですが、この教育委員会が必要と認めるものについてちょっとお聞きしたいと思います。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

児童生徒の自殺事案につきましては、基本的には自殺の背景を調査をして、再発防止につなげていくということが重要であるというふうに考えております。したがって、調査委員会においてその自殺の背景の調査をしていただくことが基本になるかとは考えております。ただし、その自殺事案の場合、個別の事案に応じて適宜対応しなければならないとも考えております。特に遺族から、これ以上詳しく調べる必要がない、あるいは調べてほしくないというようなご意向が示されることも考えられますので、そういった事情も踏まえながら適宜判断してまいりたいというのが、この教育委員会が必要と認める場合ということでございます。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと1点だけお聞きします。

再調査委員会の開催なんですけれども、この場合には、この先に重大事態調査委員会が開かれた場合には、必ず終了後に再調査委員会というのは伴って開かれるものですか、それとも、再調査委員会を開くための要件というのがありますか。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

再調査委員会については、調査委員会の調査結果を改めて検証ないし別の視点から調査をするというような場合に開催されるというふうに考えております。したがって、調査委員会において調査報告書が出されて、それで、皆さんがこれでいいということになれば、調査委員会は開催されないというふうに思っております。

山崎委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。
以上で結構です。

山崎委員長

ほかにごいませんか。
坂本委員。

坂本委員

1点だけ、調査委員会の開催、補正予算のほうで開催が5回ということで、今後の話だと思うんですが、現実的にタイムスケジュールというか、どれぐらいの間隔で、いつぐらいまでに調査が終わるような今イメージがあるのか、お話を聞きたいなと思います。

山崎委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

今後のスケジュールについてですが、これまでの委員長のほうと調整して、この条例制定施行後、速やかに改正できるような調整をしております。ただ、その周知については今のところは、まだ委員会を開いていませんので未定なんですが、この5回は今年度の3月までの想定回数でして、この中には第1回目は今月中に一応、予定を考えております。

この5回の中には調査委員会の開催とあわせて、委員会の委員が実際に調査する調査対象者のところに行って聞き取りを行ったりする、そういう回数も含まれておりますので、そういう形で今後進めていきたいというふうに考えております。

山崎委員長

坂本委員。

坂本委員

ということは、そのみんなが集まって5回やっているというわけじゃなくて、調査も含めて5回というイメージでよろしいですか。

山崎委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長。

調査委員会でございますが、ただいま教育総務課長がお答えしたとおり、第1回目については今月中に開催をしたいということで、日程の調整をさせていただいております。そして、2回目以降につきましては、委員の日程調整等もありますので、現時点では未定ではありますけれども、月に1回程度は開けないだろうかということで、予算上は5回分を想定をさせていただきました。ただ、現実には委員に全員集まっていただいて委員会を開くケース以外にも、委員に直接いろいろな調査をしていただく、あるいは審議していただくという場面も想定されるかと思っておりますので、その部分についてはこの予算の中では特段見ておりませんので、今後弾力的な委員会、あるいはそういった調査が予想されますので、その際は補正予算、あるいはその予備費の充用等も考えられますので、ご理解をいただければと思います。

いずれにしましても、事務局として具体的な事案があった際の調査については、速やかに開催されるように極力努めてまいりたいというふうに考えております。

山崎委員長
坂本委員。

坂本委員

ありがとうございました。

とにかく今でも本当に丁寧な対応をしていただいていると思っておりますので、今後、5回というあくまで予定ということで、今後もその状況に応じた対応をお願いしたいと、そのように思います。

以上です。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

じゃ、関連して1点だけお願いしたいんですが、調査委員会の条例の中で調査委員会の委員15人以内という文言があるんですけども、予算の中では委員が7名分ということで提出されています。これは今、前職の委員がそのまま移行するという形でよろしいでしょうか。それとあと、臨時委員が4名というふうになっていますが、この辺も含めて今後これからちょっと募集していくのか。

それと、今月中にやるということなので、スムーズな開催という意味では、既にいらっしゃる方がそのまま継続するということなのか。

山崎委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

この調査委員会の委員につきましては、経過措置で従前の条例で規定していた委員がそのまま残任の引き継ぎになります。これまでの委員は7名ですが、その委員が残任期間中も引き継ぐ。臨時委員につきましては、一応補正予算上は4名を想定しておりますが、まだ正式に何名配置というのは決まっていなくて、これから調整していきます。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

そうすると、必要に応じて募集していくという形、それとも今回の事案に関してはこのままいってしまうということなのか。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

本条例による調査委員会につきましては、まず、常設の調査委員会でございます。そして、先ほど経過措置で申し上げたとおり、改正前の条例に基づく専門委員会の委員が引き継ぎ委員になるということでございますので、現在までの専門委員会の委員が7名いらっしゃいます。医師ですとか弁護士ですとか臨床心理士とか、そういう各種職能団体から推薦をいただいて委嘱させていただいている委員が7名いらっしゃいますので、この7名の方に引き続き委員になっていただく予定にしております。

それから、臨時委員につきましては、今その各委員に補充をどうしようかという相談をさせていただいております。その中でご意見があります。また、個別の事案がある場合は、保護者などにもご意見をいただくような形になりますので、そういったご意見を踏まえながら、適任者を選任していくというようなことを考えております。予算上は4名としておりますが、これも弾力的に対応させていただければと思っております。

山崎委員長
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。

なかなか委員の負担も結構、お話を聞いているとかなり大きいような形ですので、できるだけご遺族の意向が一番重要だと思いますので、デリケートな案件ですので、ぜひ速やかに進めていただければと思います。

山崎委員長
ほかにごいませんか。
福島委員。

福島委員

参考までに1点だけ教えていただきたいんですけども、従来の専門委員会、それから、再調査委員会の開催の実績というのはありますでしょうか。

山崎委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

従来の委員会条例は平成26年9月に施行されていますが、それ以降、この事案で開催した事例はございません。

山崎委員長
よろしいですか。
ほかにごいませんか。
岡部委員。

岡部委員

この調査委員会の会議をやると思うんですが、それ以外に調査委員の内容とか範囲とか、どういったところまで調査をすることができるのかというところをお聞きたい。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長

まず、調査委員会でございますが、法律に基づく捜査権等があるわけではございませんので、任意の調査が基本になるかと思います。そして、これも個別の事案によって、どういうところを調査しようかというのが一つ一つ決まってくるものだと思いますので、一概には言えませんが、当然、児童生徒にかかわるものですので、学校の中での出来

事や友人の関係はどうであったか、また、事案によっては、学校の外での友人関係、あるいは家庭の事情等々がどうであったかというようなことが調査対象になってくると思いますが、いずれにしても、一つ一つの事案に応じて調査範囲、あるいは調査対象者を決めていかなければならないと思っております。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員
なかなか法律的なところで、いろいろあるとは思いますが、その都度、臨時委員というのは特に人数は制限はされていないのでしょうか。

山崎委員長
松尾教育部長。

松尾教育部長
臨時委員については、特に定数を定めておりませんので、必要に応じてということになるかと思えます。そして、常設の委員がいますけれども、事案によっては、より専門に特化した方が欲しいというような場合や、あるいは関係者のご意向で、こういう視点からも調査をしてほしいというようなご意見があれば、それに応じた形で委員を選任するというふうになろうと思えます。

山崎委員長
岡部委員。

岡部委員
わかりました。
今回、基本的には自殺または自殺が疑われる場合には、そういう調査委員会を開き、調査を行うというところで、やはりその関係者、遺族ですとかの意向はしっかり確認の上、こういった調査のほうを進めていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いします。

山崎委員長
ほかにございませんか。

【発言する者なし】

山崎委員長
それでは、別にないようですので、採決いたします。
採決は個別に行います。
議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

山崎委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。